

31 監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のように公表する。

平成31年1月11日

愛知県監査委員	篠田信示
同	川上明彦
同	山内和雄
同	峰野修
同	須崎かん

1 監査の種別

随時監査

2 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する事項

3 監査の概要

(1) 監査の目的

会計事務が法令等に基づいて日々適正に処理されているかなどについて、監査を実施する。

(2) 監査の実施方法

事前通告を行わず、抜き打ちで監査実施機関に赴き、財務に関する事務の執行を対象に、現物や現場を確認し、会計書類の内容を確認するとともに、関係職員から聴き取りを行う。

(3) 監査実施日及び監査実施機関

監査実施日	監査実施機関
平成30年10月26日	教育委員会 猿投農林高等学校
平成30年10月31日	建設部 一宮建設事務所
平成30年11月2日	警察本部 豊川警察署

4 監査の結果

注意改善を必要とする事項はなかった。